

# いたばし 環境管理ニュース

発行:板橋環境管理研究会  
2016年2月1日 〒173-0005 板橋区仲宿54番10号  
第377号 電話:03-3962-0131 FAX:03-3962-0133  
(板橋区公式ホームページからも閲覧可能)

[http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c\\_kurashi/004/004325.html](http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004325.html)

## 今号のトピックス

- 1 板橋環境管理研究会 見学研修会
- 2 環境マネジメントセミナーの開催
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布
- 4 次世代自動車ガイドブック2015
- 5 大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令について

## 板橋環境管理研究会 見学研修会

### 東京都立産業技術研究センター・日本科学未来館 設備見学会

今年度、板橋環境管理研究会では、東京都立産業技術研究センターの環境技術グループの開発、実験等の施設見学会を実施いたします。

都産技研の環境技術グループにおいては、用水・排水の水質試験、材料の溶出試験、カビ・細菌等による室内汚染の制御に関わる研究・試験のほか、木製家具の強度試験、ガラスの耐候性試験等、有害物を含まないガラス製品の開発や廃ガラスの資源化技術の開発等を行っています。

当日の実験・開発状況により、見学コースは一部変更・追加等もごさいますが、中小企業からの依頼に応じて行われる試験や技術開発等の模様を見学いたします。

都産技研の見学後は昼食を経て、日本科学未来館の見学も予定しております。

※本研修会は板橋環境管理研究会会員の方を対象としています。

#### 1. 日程

平成28年3月7日(月) 10:30～15:00(予定)

#### 2. 集合

板橋産連会館 9時集合(詳細はご参加いただく方にご案内させていただきます)

#### 3. 見学先

(1) 東京都立産業技術研究センター(東京都江東区青海二丁目4番10号)

(2) 日本科学未来館(東京都江東区青海二丁目3番6号)

#### 4. 費用

500円

#### 5. 定員

30人(先着順)

#### 6. 締切日

2月29日(月)迄にお申し込みください

#### 7. 申込・問合せ

板橋環境管理研究会 猪飼

電話:03-3962-0131 FAX:03-3962-0133

## 環境マネジメントセミナーの開催

ISO14001:2015 が、平成27年9月15日に発行され、11年ぶりに改正されました。認証の移行期限は、規格発表日から3年で、新規格に対応した文書の見直しや内部監査の完了・認証審査(維持・更新)を終えておく必要があります。

板橋区では、区内事業所における環境マネジメントシステムの構築・維持及び主旨の理解を目的として、主に ISO14001 改定版の規格などについて、初心者の方にも分かりやすく解説する「環境マネジメントセミナー」を開催いたします。ぜひご参加ください。

1. 日時:2月24日(水)14時から16時まで
2. 場所:板橋区役所南館2階人材育成センター
3. 講師:JFE テクノリサーチ株式会社 宮本隆信氏
4. 対象

区内の事業所で ISO ご担当者や認証取得検討事業者など

### 5. 内容

- (1)ISO14001:2015 年版規格改正の経緯
- (2)改正規格の基本概念と特徴
- (3)主な改正内容
- (4)新旧規格の比較一覧
- (5)規格改正への移行の対応について

### 6. 定員:30人(申込順)

### 7. 費用:1名あたり3,000円(資料代含む・当日徴収)

※板橋環境管理研究会会員は無料で受講できます。

### 8. 申込書の配布場所:板橋区役所環境戦略担当課(区役所7階12番窓口)・区ホームページ

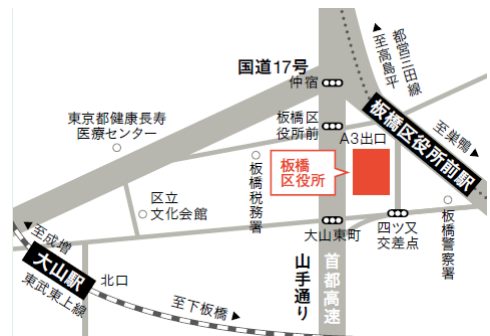
9. 申込方法:申込書に必要事項をご記入の上、直接窓口または電話・FAX・Eメールのいずれかで、お申し込みください。

### 10. 問合せ先:板橋区役所 資源環境部 環境戦略担当課 環境政策グループ

電話:03-3579-2622 FAX:03-3579-2589 E-mail:[s-kankyo@city.itabashi.tokyo.jp](mailto:s-kankyo@city.itabashi.tokyo.jp)

URL:[http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c\\_kurashi/074/074181.html](http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/074/074181.html)

※上記 URL より参加申込書をダウンロードしてください。



### ●講師 宮本 隆信 氏 プロフィール

1951年生まれ。1977年東京大学工学部都市工学科卒業後、川崎製鉄(株)入社。2000年川鉄テクノリサーチ(株)(現JFEテクノリサーチ(株))へ移籍。以後、現在に至る。

### ○専門分野

ISO9001及び14001審査登録希望の企業に対するコンサルティング

### ○資格

- ・CEAR登録 環境マネジメントシステム主任審査員
- ・JRCA登録 品質マネジメントシステム審査員補
- ・JAB認定審査員
- ・環境計量士
- ・作業環境測定士
- ・産業廃棄物中間処理技術管理者
- ・公害防止管理者(大気1種、水質1種、騒音、振動)

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布

中央環境審議会・循環型社会部会・廃棄物処理基準等専門委員会が「廃棄物処理基準等専門委員会報告書(廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等に関する検討(カドミウム))(案)」を取りまとめ、平成27年4月2日に中央環境審議会 循環型社会部会に報告されたことに伴い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」等が平成27年12月25日に公布され、平成28年3月15日から施行されることとなりましたのでお知らせします。

## 1. 改正の概要

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)の一部改正

①カドミウム又はその化合物について特別管理産業廃棄物に該当するものとして環境省令で定める基準を、以下の表に適合しないこととします。

廃棄物の種類		基準
鉍さい関係 (規則第1条の2 第6項関係)	鉍さい又は鉍さいを処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外)	0.09mg/L 以下
	鉍さいを処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ)	0.3mg/L 以下
ばいじん又は 燃え殻関係 (規則第1条の2 第9項関係)	ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を 処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.09mg/L 以下
	ばいじん又は燃え殻を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ)	0.3mg/L 以下
汚泥、廃酸又は 廃アルカリ関係 (規則第1条の2 第11項関係)	汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために 処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.09mg/L 以下
	廃酸若しくは廃アルカリ又は汚泥、廃酸若しくは廃アルカ リを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	0.3mg/L 以下

(2) 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(以下「判定基準省令」という。)の一部改正

①管理型最終処分場に埋立処分できる産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に含まれるカドミウムの量の基準を、次頁の表のとおり変更します。

廃棄物の種類	基準
燃え殻若しくはばいじん又は燃え殻若しくはばいじんを処分するために処理したもの(判定基準省令別表第5の2の項の第一欄に掲げるものに限る。) (判定基準省令第1条第2項、第3条第2項関係)	0.09mg/L 以下 (現行 0.3mg/L 以下)
汚泥又は汚泥を処分するために処理したもの (判定基準省令別表第5の2の項の第一欄に掲げるものに限る。) (判定基準省令第1条第4項、第3条第4項関係)	
鉱さい又は鉱さいを処分するために処理したもの (判定基準省令第3条第6項関係)	

②産業廃棄物を海洋投入処分する際に当該廃棄物に含まれるカドミウムの量の基準を、以下の表のとおり変更します。

廃棄物の種類	基準
有機性汚泥又は動植物性残さ (令第6条第1項第4号イに掲げるものに限る) (判定基準省令第2条第1項、第4項関係)	0.03mg/kg 以下 (現行 0.1mg/kg 以下)
無機性汚泥(令第6条第1項第4号イに掲げるものに限る) (判定基準省令第2条第2項)	0.003mg/L 以下 (現行 0.01mg/L 以下)
廃酸、廃アルカリ若しくは家畜ふん尿 (令第6条第1項第4号イに掲げるものに限る) (判定基準省令第2条第3項、第5項)	0.03mg/L 以下 (現行 0.1mg/L 以下)

(3)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「最終処分基準省令」という。)等の一部改正

①廃棄物最終処分場から排出される放流水の排水基準(以下「排水基準」という。)、廃棄物最終処分場の廃止時の地下水の基準並びに安定型最終処分場の浸透水の基準について、以下の表のとおり変更します。なお、放射性物質汚染対処特措法施行規則第26条第1項第3号及び第2項第4号に定められた埋立地からの排水基準及び最終処分場の廃止時の地下水の基準についても同等の措置を講じます。

	排水基準(管理型)	地下水基準(全処分場共通)・浸透水基準(安定型)
基準	0.03mg/L 以下 (現行 0.1mg/L 以下)	0.003mg/L 以下(現行 0.01mg/L 以下)

## 2. 廃棄物の最終処分場の技術上の基準に関する経過措置

一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の廃止時には、保有水等の水質検査を2年以上にわたり行うことが必要ですが、本改正の施行前に行われた水質検査の結果については、改正前の最終処分基準省令の排水基準等に適合しているか判断するものとする経過措置を設けます。

## 3. その他

カドミウムにかかる検定方法について、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示13号)」及び「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年厚生省告示192号)」を改正しております。

## 4. 施行期日

平成28年3月15日

(環境省ホームページより)詳細につきましては下記ホームページを参照してください。

URL:<http://www.env.go.jp/press/101852.html>

# 次世代自動車ガイドブック2015

環境省、経済産業省及び国土交通省は、今後のさらなる次世代自動車の普及のために、次世代自動車に関連したより多くの情報を広く周知し、共有することが重要と考え、これらの関連情報をとりまとめた「次世代自動車ガイドブック2015」を作成しました。

## 1. ガイドブック作成の趣旨

政府においては、「日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)」等の決定文書において、次世代自動車の普及目標を掲げており、当該目標の実現に向けて、車両購入補助や税制特例措置等の施策を通じて、次世代自動車の普及に取り組んでいます。

その普及施策の一つとして、今般、環境省、経済産業省及び国土交通省では、今後のさらなる次世代自動車の普及に向けて、次世代自動車に関連したより多くの情報を広く周知し、共有することの重要性に鑑み、当該関連情報をとりまとめた「次世代自動車ガイドブック2015」を作成しました。

## 2. ガイドブックの構成

- (1)次世代自動車について
- (2)次世代自動車一覧
- (3)燃料供給設備一覧
- (4)導入支援制度
- (5)次世代自動車普及に向けた取り組み等
- (6)参考

## 3. ガイドブックの入手方法

以下の環境省ホームページから、本ガイドブックのダウンロードが可能です。

URL:<http://www.env.go.jp/air/car/vehicles2015/index.html>

# 大気汚染防止法施行令等の一部を改正する 政令について

第189回国会(平成27年通常国会)において成立した「大気汚染防止法の一部を改正する法律」を受け、「大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令」が、平成27年11月6日に閣議決定されました。

## 1. 趣旨

平成25年10月、我が国が議長国を務めて熊本市及び水俣市で開催された外交会議において、水銀による地球規模での環境汚染を防止することを目的とする「水銀に関する水俣条約」が採択されました。

条約の採択を受けて、水銀等の大気中への排出を規制するための大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成27年法律第41号。以下「改正法」という。)が第189回通常国会で成立し、平成27年6月19日に公布されたところです。

本政令は、改正法の実施に係る必要な措置を行うため、大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)等について所要の改正を行ったものです。

## 2. 概要

改正の主な内容は、以下のとおりです。

(1) 水銀排出施設について、条約附属書Dに掲げる施設又は条約附属書Dに掲げる工程を行う施設のうち、条約第8条2(b)の基準として環境省令で定める基準に該当するものとする(具体的な種類及び規模は環境省令で定める)。

(2) 環境大臣又は都道府県知事が、水銀排出施設の設置者に対し、報告を求める又は立入検査することができる事項として以下を定める。

報告徴収: 水銀排出施設の構造及び使用の方法、水銀等の処理の方法、水銀濃度等

立入検査: 水銀排出施設及びその関連施設、水銀排出施設に使用する燃料及び原料並びに係る帳簿書類

(3) 都道府県知事の権限のうち、政令で定める市の長に委任する事務は、設置等の届出受理、改善勧告等・改善命令等、実施制限期間の短縮、報告徴収・立入検査、適用除外対象施設に係る権限を有する行政機関の長との通知の受理・要請・協議等に関する事務とする。

また、工場に関する事務は、指定都市及び中核市の長が行い、工場以外に関する事務は、政令第13条第1項に規定する政令市の長並びに指定都市及び中核市の長が行うこととする。

※改正後の法第18条の32の規定に基づく要排出抑制施設に係る事項は、所要の調査検討を行った上で定めることとし、今般の政令改正では措置しないものとする。

## 3. 公布・施行

### (1) 公布

平成27年11月11日

### (2) 施行

改正法の施行の日(条約が日本国について発効する日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日)

(環境省ホームページより)詳細につきましては下記ホームページを参照してください。

URL:<http://www.env.go.jp/press/101639.html>